

料及び手数料並びに職員宿舍賃貸料の徴収



兵庫県告示第439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立丹波年輪の里の手数料の徴収事務を財団法人兵庫丹波の森協会に次のとおり委託した。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
手数料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県立丹波年輪の里の利用に係る手数料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
丹波市柏原町柏原5600
財団法人兵庫丹波の森協会
理事長 辻 重五郎
- 4 委託年月日
平成21年4月1日
- 5 徴収の方法
手数料の徴収については、納入の通知により行うものとし、当該手数料の納入があったときは、領収書を交付するものとする。



兵庫県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤穂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	豆 田 正 明	赤穂市加里屋2156番地の5
同	大 島 秀 夫	同 市中広781番地
同	八 木 洋 造	同 市塩屋330番地の2
同	中 田 稔 行	同 市新田971番地の2
同	片 上 繁 夫	同 市尾崎3150番地の4
同	大 西 龍 彦	同 市高野29番地
同	松 本 茂	同 市北野中472番地の55
同	前 田 護	同 市中山37番地の1
監 事	榊 敏	同 市上仮屋南254番地の1
同	上 田 秀 雄	同 市浜市298番地の1
同	澗 口 輝 幸	同 市木津296番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	豆 田 正 明	赤穂市加里屋2156番地の5
同	山 崎 靖 夫	同 市加里屋93番地の7
同	山 田 孝 志	同 市塩屋640番地
同	中 田 稔 行	同 市新田971番地の2
同	島 田 泰 伸	同 市折方1473番地の1
同	砂 本 利 幸	同 市砂子287番地の1
同	平 松 久 徳	同 市高野121番地

同	前 田	護	同	市中山37番地の1
監 事	榊	敏	同	市上仮屋南254番地の1
同	酒 谷	明 良	同	市北野中210番地
同	澗 口	輝 幸	同	市木津296番地



兵庫県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新太尾土地改良区

氏 名	住 所
内 海 敦 雄	姫路市豊富町豊富307番地2
山 口 利 恒	同 市豊富町豊富349番地
大 西 正 好	同 市豊富町豊富436番地3
石 原 成 延	同 市豊富町豊富287番地
長谷川 俊 彦	同 市豊富町豊富1177番地
山 口 幹 男	同 市豊富町豊富1203番地1
芳 木 隆 司	同 市豊富町豊富355番地
山 口 隆 博	同 市豊富町豊富1196番地
柴 田 基 之	同 市豊富町豊富1159番地



兵庫県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成21年3月26日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域開発関連基盤整備事業 (土地利用秩序形成型事業)	波豆川地区	平成21年4月7日から 同 月27日まで	三田市役所



兵庫県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

赤穂市	農業総合整備事業 (むらづくり型)	赤穂2地区	平成21年4月7日から 同 月27日まで	赤穂市役所
-----	----------------------	-------	-------------------------	-------



兵庫県告示第444号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

神崎郡神河町中村字城山987、字枝仕988、字慈増寺989の1、字焼尾1000の1、字四抱谷1001の1、1001の3から1001の5まで、字スイカ谷1005の1、字下モ枋1007の1、字坂下1009の1、字小屋谷1010の1、字タカノス1011の1、字石ノ塚1012、字土下シ1013の1、字四郎兵エ下シ1014、字倉桂澤1015、字横谷1016、字小テキ1023、字長坂1024、字鏡岩1038、字佛岩1039の1、字申岩1041の1、字シテカタワ1042の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山987・字枝仕988・字焼尾1000の1・字石ノ塚1012・字横谷1016(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

神戸市灘区篠原字小屋場山1038の158

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅



兵庫県告示第446号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
川辺郡猪名川町下阿古谷字宮ノ南16の3、16の6、16の7
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第447号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び同法第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
タテホ化学工業株式会社本社工場
赤穂市加里屋字加藤974番地
本社工場長 真殿 恭
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
タテホ化学工業株式会社本社工場
赤穂市加里屋字加藤974番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設 (No. 1)		27号イ ろ過施設 (No. 2)	
		通常	最大	通常	最大
能	力	ろ過面積210m ² ろ過容積2,958 L		ろ過面積48m ² ろ過容積606 L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常の値 及び最大 の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	11	9~10	11
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	2.5	18	1.5	18
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3,000	4,000	400	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	16	32	1	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.4	0	0
使用時に おいて当 該特定施 設から排 出される 汚水等の 量 (単位 m ³ /日)		440	480	150	150

備考 この他、27号イ ろ過施設5基の使用方法を変更する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水沈殿槽							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	沈殿槽				同 左			
構	造	鉄製タンク、コンクリート槽				同 左			
主	要	寸法 40m ³ ×2、20m ³ 、400m ³				同 左			
能	力	滞留時間 6時間				滞留時間 5時間			
汚水等の処理方式		凝集沈殿				同 左			
工事着手予定年月日		既設				同 左			
工事完成予定年月日		既設				同 左			
使用開始予定年月日		—				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9～ 10	9～ 10.5	9～ 10	9～ 10.5	9～ 10	9～ 10.5	9～ 10	9～ 10.5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	11	35	8	20	11	35	8	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1,750	2,900	6	18	1,750	2,900	6	18
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	8.8	15	8.8	15	15	30	15	30
	りん含有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.4	0.03	0.15	0.2	0.4	0.03	0.15
亜鉛含有 量 (単位 個/cm ³)	0.6	1.2	0.2	0.4	0.6	1.2	0.2	0.4	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)		1,560	1,695	1,560	1,695	2,161	2,365	2,161	2,365

備考 汚水等の量の増加分には、特定施設の設置によるもののほか、既設特定施設の使用方法の変更によるものが含まれる。

排水中和槽							
変更前				変更後			
中和槽				同 左			
FRP製タンク				FRP製タンク、PEタンク			
15m ³ ×1				15m ³ ×1、10m ³ ×1			
1,700m ³ /日				2,800m ³ /日			
中和				同 左			
同 左				許可後			
同 左				着手後10日			
-				完成後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
9～ 10	9～ 10.5	6.8～ 7.2	6～ 8.6	9～ 10	9～ 10.5	6.8～ 7.2	6～ 8.6
8	20	8	20	8	20	8	20
6	18	6	18	6	18	6	18
8.8	15	8.8	15	15	30	15	30
0.03	0.15	0.03	0.15	0.03	0.15	0.03	0.15
0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
1,560	1,695	1,560	1,695	2,161	2,365	2,161	2,365

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	1,560	8	2,161	6
	最大	1,695	8	2,365	6
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.8~7.2	7~8.3	6.8~7.2	6.5~8.3
	最大	6.0~8.6	7~8.6	6~8.6	6.5~8.6
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	8	8.4	8	8.4
	最大	20	18.7	20	18.7
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	6	3.7	6	3.7
	最大	18	8.6	18	8.6
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	8.8	17	15	17
	最大	15	70	30	70
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.03	0.7	0.03	0.7
	最大	0.15	2.5	0.15	2.5
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	通常	0.2	—	0.2	—
	最大	0.4	—	0.4	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年4月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第448号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域として次のように指定する。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 区域
川西市矢間3丁目103番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第449号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		

神戸ユニット建設 代森本 信一	神戸市長田区苅藻島町 3-5-24	般-20 第115237号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月17日
御影電気産業(株) 代森岡 敷己	同 市東灘区御影中町 1-9-15	般-18 第108228号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月15日
キョエイテック(株) 代寺田 政弘	同 市中央区北本町通 4-1-11	特-17 第113388号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月1日
㈱大成スポーツ施 設 代安田 順子	同 市東灘区本山町田 辺252-2	般-18 第113795号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、塗装工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月15日
信和住宅販売(株) 代青山 一	同 市中央区播磨町49	特-16 第114358号	特定	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月30日
タスク工業 代田井地 茂	同 市垂水区本多間2 -12-4	般-18 第113636号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月5日
キョ・コーポレー ション(株) 代寺田 昌央	同 市中央区筒井町2 -3-18	般-19 第115057号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月20日
㈱ミツルコーポレ ーション 代山田 満	同 市同 区南本町通 4-2-2M-2ビル	特-17 第109817号	特定	建築工事業、大工工事 業、左官工事業、と び・土工工事業、石工 事業、屋根工事業、タ イル・れんが・プロツ ク工事業、鋼構造物工 事業、鉄筋工事業、板 金工事業、ガラス工事 業、塗装工事業、防水 工事業、内装仕上工事 業、熱絶縁工事業、建 具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月1日
㈱内装屋エイ 代萩尾 義樹	神戸市灘区都通4-1 -16	般-16、17 第114395号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月30日
㈱溝尾 代溝尾 廣一郎	同 市東灘区住吉浜町 6	特-16 第114416号	特定	建築工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月1日
㈱三栄電気 代岩田 綾子	同 市灘区備後町1- 2-24	般-18 第112370号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月25日
荘組 代高嶋 公政	同 市兵庫区今出在家 町3-3-24	般-19 第114982号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月28日
金谷タイル鉄平石 ㈱ 代金谷 久一	同 市同 区旗塚通4 -3-14	般-17 第114600号	一般	タイル・れんが・プロ ツク工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月1日
㈱アート建設 代松永 英樹	西宮市甲子園二番町1 -22	般-15 第215699号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月11日
福田土木工業(株) 代福田 仁一	尼崎市大浜町2-11	特-16 第201305号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月18日
中部工業(株) 代服部 忠雄	同 市東本町4-79	般-19 第202031号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
㈱I Sエンジニア リング 代伊原 欣司	川辺郡猪名川町広根字 野尻29	般・特-16、 17 第301397号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱綜神 代加茂 和実	伊丹市池尻3-340	般-17 第301561号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年12月22日

山田工業所 代山田 二郎	川西市新田2-4-24	般-19 第215154号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
㈲エイチツー 代花房 良典	三田市上内神571	般-18 第301053号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
松井綜建㈱ 代松井 徹也	加古郡稲美町印南1747	般・特-19 第404611号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年7月10日
㈱稲垣建設 代稲垣 昌利	揖保郡太子町太田1769-1	般-16 第502094号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月22日
但馬土建工業㈱ 代平井 博	豊岡市加広町7-56	特-18 第650020号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月1日
㈲岸本工業 代岸本 拓士	同 市出石町日野辺438-5	般-18 第650770号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年11月25日
㈲田村土建 代田村 文治郎	同 市日高町伊府81-1	般-17 第651292号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月1日
開田建設㈱ 代開田 幸三	丹波市青垣町沢野103	特-16 第751524号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月30日
㈱堀川忠義商店 代堀川 雅春	南あわじ市榎列小榎列603	般・特-18、20 第800247号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月2日
北橋建設㈱ 代橋本 高明	同 市福良丙780-32	般-16 第800894号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日



兵庫県告示第450号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社リンク
 代表者氏名 吉本知一
 事務所所在地 神戸市中央区北長狭通3-7-6-201
 免許番号 兵庫県知事(1)第10895号
 免許年月日 平成16年5月28日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第451号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
鴨谷町地区	加西市鴨谷町字谷田、山崎及び中曾根の各一部	別図のとおり	平成21年4月7日
繁昌町地区	加西市繁昌町字五郎池沢及び沖の各一部	同 上	同
繁昌町地区	加西市繁昌町字五郎池沢の一部	同 上	同
繁昌町地区	加西市繁昌町字南ノ岡の一部	同 上	同
鶉野中町地区	加西市下宮木町字小西及び大年西の各一部並びに鶉野町字東上沢の一部	同 上	同
大村町地区	加西市大村町字下平田の一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び加西市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第452号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第15条第2項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成21年4月7日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但豊位置 廃0001号	21. 3. 24	豊岡市出石町町分字明治320番1の一部、322番7の一部、322番8の一部	4.62 5.33	6.00 17.20

公 告

私立各種学校の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成21年3月23日に認可した。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
神戸珠算専修学院	神戸市中央区八雲通2丁目2番23号	酒井 義文	平成21年3月23日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市黒川町字野新田41番21の一部、41番29、47番3、48番2、49番1、49番2、50番から54番、54番1、54番2、55番1、55番2、57番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一

3 許可年月日及び許可番号

平成20年9月10日

兵庫県指令北播（建）第1－9号（20小野）